

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和3年1月15日から同年5月17日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和3年1月15日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームセンタージュンテンドー周南店
所在地 周南市道源町8番20号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ベスト電器	福岡市博多区千代六丁目2番33号	小野 浩司

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社ジュンテンドー 午前8時30分	午前7時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	株式会社ジュンテンドー 午後8時	午後8時30分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時から 午後8時30分まで	午前6時30分から 午後9時まで

4 届出年月日

令和2年12月22日

5 変更年月日

令和2年12月23日